

2019年6月3日

厚生労働大臣
根本 匠 様

障害者の生活保障を要求する連絡会議（障害連）

代表 関根 義雄
事務局長 西田 えみ子



障害者の人権と地域生活の実現を求める要望書

貴職におかれましては、障害者政策等のためご尽力されていることに感謝致します。

国連では障害者権利条約に基づく、日本の審査が来年に行われる予定であり、日本障害フォーラム（JDF）では、締約国報告に対するパラレルレポートの作成が最終段階をむかえているところです。

厚生労働省におかれては、「地域包括ケアシステム」の構築が進められているところです。理念としては前向きに捉えていきたいものの、背景には財政問題が見え隠れしており、ひとつひとつの具体策をみて評価をしていきたいと考えています。

さて、障害の特性に配慮された障害福祉サービスに未だ至っていない現状も変わらず散見されます。障害福祉サービスの利用が難しくなる等の65歳問題、全身性障害者の入院時のヘルパー利用問題、制度の谷間問題、そして生活施設問題につきまして重点要望をさせていただきます。

記

1. 65歳問題について

本人が障害者総合支援法によるサービスを希望する場合は、その意向を十分に尊重した決定がなされることと併せて、国の責任で必要な財源の確保を行うこと。

【理由】幼い時からの障害者が65歳（特定疾患は40歳）に達すると介護保険サービスの対象となるが、介護保険サービスには、重度訪問介護や移動介護のような、社会参加支援のメニューがない。2018年12月、広島高裁は介護保険優先原則を理由に重度訪問介護を打ち切ったのは違法とする地裁判決を支持した。市町村によっては職員が執ように介護保険の申請を勧めたり、中には65歳以降あらたに総合支援法の利用申請を認めないといった内部規定を設けているところもある。

2. 入院時のヘルパー利用について

2018年度から施行されている入院時のヘルパー利用については、重度訪問介護区分6の者に限られている上、その者であってもなかなか必要な時間数の派遣が認められていない実態があります。

- ① 区分6以外の者であっても、コミュニケーションに問題が出ることはままたり、障害支援区分に関わらず制度を利用できるようにすること。
- ② 全身性障害者の場合、入院時において慣れた介助者が必要であることは言うまでもなく、円滑に制度が運用されるように、自治体や病院に対して強く理解を求めること。

3. 制度の谷間問題について

2011年障がい者制度改革推進会議「総合福祉部会」は、制度の谷間を生じさせない障害の定義を求めています。特に難病をもつ人については大幅に改善されたものの、いまだに病名によってサービスが提供されるかどうかが変わってしまい、身体状況では必要であるにもかかわらず、病名が該当せず、サービスを受けられない人たちも多く存在します。

- ① 総合支援法の障害者の範囲を障害者基本法の範囲と同じとすることによって、上記の問題が解決されるようにすること。

4. 生活施設について

いまだに圧倒的多くの障害者が生活施設で暮らさざるを得ない状況にあります。

- ① 職員による虐待などを防止する仕組みや環境を整備すること。
- ② 入居者の外出（社会参加）を促進する取り組みを強めていくこと。
- ③ 入居者の施設への運営参加権（自治権）を保障し、生活の自己決定を保障すること。
- ④ 入居者の地域生活に向けた“脱施設”の計画を数値目標をたて策定すること。

以上

【事務局】 障害者の生活保障を要求する連絡会議（障害連）
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-11-8 武蔵野ビル 5F
（担当：西田・太田）

TEL 03-5282-0016 FAX 03-5282-0017